



\*支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲は以下による

- ①住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第2条第1号に定める者
- ②同法 第2条第2号に定める者
- ③同法 第2条第3号に定める者
- ④同法 第2条第4号に定める者
- ⑤同法 第2条第5号に定める者
- ⑥同法施行規則 第3条第1号に定める者
- ⑦同法施行規則 第3条第2号に定める者
- ⑧同法施行規則 第3条第3号に定める者
- ⑨同法施行規則 第3条第4号に定める者
- ⑩同法施行規則 第3条第5号に定める者
- ⑪同法施行規則 第3条第6号に定める者
- ⑫同法施行規則 第3条第7号に定める者
- ⑬同法施行規則 第3条第8号に定める者
- ⑭同法施行規則 第3条第9号に定める者
- ⑮同法施行規則 第3条第10号に定める者
- ⑯岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画で定める者